

清瀬市訓第4号
令和4年11月2日

各部（局）長、担当部長、参事
各課（局、次、館、センター）長、担当課長 殿

清瀬市長 澁谷桂司

令和5年度予算編成方針（通達）

1 国及び東京都の状況

（1）我が国の経済状況

日本の経済・社会活動は、新型コロナウイルス感染症により影響を受け続けてきたものの、経済活動は立て直しつつある。しかし、ウクライナ情勢や円安の進行による食料品やエネルギー価格などの物価高騰が進み、日常生活や経済へ大きな負担が生じていることから、地域の実情に合わせたきめ細かな支援により、コロナ禍からの経済・社会活動の回復を確かなものとしていく必要がある。

そうしたなか、内閣府の10月の月例経済報告における景気の基調判断は、「緩やかに持ち直している。」としており、先行きについては、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」において、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」の起動に向けて、多様な働き方の推進や最低賃金の引上げによる環境整備、起業を支える人材の育成、確保、行政のデジタル化推進やマイナンバーカード普及等のDXへ投資し、包摂社会の実現に向けた少子化・こども政策、女性活躍、共生社会づくり、孤独・孤立対策、就職氷河期世代支援の取り組みを進

めるとしている。

(2) 国の予算概算要求の状況

8月末に締め切った各省からの令和5年度一般会計予算概算要求は、総額110兆484億円と2年連続で110兆円を超える規模となり、昨年に次いで過去2番目となった。

これは、国債の償還や利払いにあてる国債費が2兆6,493億円増額したことに加え、マイナンバーカードの円滑な交付体制の確保・利便性の向上に750億3,000万円やコロナ禍で広がりつつあるテレワークの普及に向けて7億1,000万円が要求されたほか、脱炭素の一層の取り組みとして、デジタル技術の活用や脱炭素に資する地域の再生可能エネルギー活用に関連する事業などで13億円が要求されたことが影響している。

こうしたなか、総務省の令和5年度地方交付税概算要求額は、各自治体へ配分する出口ベースの総額を18兆1,931億円とし、令和4年度の予算額18兆538億円と比較すると0.8%増加している。一方、臨時財政対策債については、地方財政収支の仮試算によると、折半対象財源不足額は昨年に引き続き生じない見込みであり、令和4年度よりも26.9%減の1兆3,013億円と過去最少と見込まれており、地方財政の「質」の改善がされつつあるといえる。

(3) 東京都の状況

東京都は、7月29日に副知事の依命通達により令和5年度東京都予算の見積方針のポイントを公表した。そのなかで、令和5年度予算を、明るい「未来の東京」の実現に向け、将来にわたって「成長」と「成熟」が両立した光り輝く都市へと確実に進化し続ける予算と位置づけている。

基本方針としては、第一に、持続可能な未来へと歩み進めるため、都政の諸課題の解決に取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すること。第二に、都政の構造改革を爆速で進めることにより、一層活発で機動的な組織へと進化するとともに、無駄をなくす取り組みを徹底し、活力ある都政を可能とする強靱な財政基盤を堅持することを基本として、年明けの1月下旬に予算原案を発表する予定としている。

2. 清瀬市の財政状況

清瀬市の令和3年度決算状況を見ると、経常収支比率については、経常経費充当一般財源が前年度よりも人件費や物件費の増加により5億7,090万円増額となったものの、経常一般財源が、普通交付税や地方消費税交付金の増加により11億9,371万円増額したため、前年度の91.6%から88.5%と3.1ポイントの改善となった。しかし、普通交付税の増額交付など暫定的な措置によるため、自主財源の乏しい市財政は依然として厳しい状況が続いている。

令和5年度予算については、現在の経済状況を鑑みると、歳入では市税は回復の兆しはあるものの依然として先行きが見通せないほか、地方交付税についても、国の概算要求をみるなかでは平成15年度以降で過去最高額になると見込まれているが、新型コロナウイルス感染症による経済活動の影響から、年末の国や東京都の予算編成に向けて予断を許さない状況にある。

一方、歳出では、清瀬駅南口地域児童館・中央図書館等複合施設整備や個別施設計画に基づく各公共施設の改修、都市計画街路事業の用地取得などの大きな財源を伴う事業が予定されているほか、生活保護費、自立支援給付費などの社会保障関係経費の増額も見込まれており、引き続き非常に厳しい財政運営を強いられることになる。

こうしたことから、市民生活に配慮しつつ、財源の確保や事務の効率化を図り、将来を見据えた予算編成としなければならない。

3. 基本方針

令和5年度の予算編成は、新型コロナウイルス感染症に対応した生活が確立しつつあるものの、物価高騰等をはじめ依然として厳しい経済状況により、財政運営に必要な経常一般財源の確保が困難な状況にあるなか、各種事業を進めていかななくてはならないことから、例年に増して厳しくなることが想定される。

組織としての生産性を高め、最小限の経費で最大限のサービスを提供することはもとより、前例にとらわれない業務改善の視点に立ち、歳入に見合った歳出という大原則により予算の見積もりに当たらなければならない。また、新型コロナウイルス感染症の影響を、これまでの事業の在り方を

見直す契機とし、新しい生活様式にあった事業へ前向きに見直すこと。

各部署は、以下に掲げる基本方針の下、部課長職を先頭に職員一丸となって取り組むものとする。

(1) 徹底した事務事業の見直し、民間委託化の推進

「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」に掲げる事業を着実に実施することを原則とするが、事業の目的を明確にし、効果検証に基づき、より効果の高い事業への転換を図ること。また、徹底した事務事業の見直し、民間委託化や指定管理者制度の推進により人件費の抑制につなげること。

(2) 財源の確保

国や東京都の施策の動向を注視し、活用できる補助金等は確実に獲得し事業の実施に当たること。また、負担金や使用料などについては、負担の公平性の観点から適正化を検討すること。さらに、市が所有する財産については、貸し付けや売却など、積極的な活用を図り自主財源の確保に努めること。

(3) 自治体DXの推進

自治体デジタル・トランスフォーメーションを強力に推進し、市民サービスの向上と職員の業務の生産性の向上を図ること。

(4) ゼロカーボンシティの実現

ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、同計画の事務事業編とともに、ゼロカーボンシティの実現に向けて施策展開を図ること。

(5) 子育てが楽しいまちの実現

健康センターの大規模改修後に設置する（仮称）清瀬市しあわせ未来センターを拠点として、子育てが楽しいと思っただけのまちを目指し、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援の充実を図ること。

(6) 公共施設の再編

公共施設の再編を進めるとともに、清瀬駅南口地域児童館等複合施設、中央公園の

整備に向けて取り組むこと。また、各公共施設の個別施設計画に基づき、予防保全型の計画的な維持管理を行い、公共施設の安全性と利便性の向上に努めること。

(7) シティプロモーションの推進

清瀬市の「都市格」を高めるため、職員一人ひとりがシティプロモーションの推進を念頭に置き、伝わる情報の発信に努めること。また、選ばれるまちを目指し、定住人口、交流人口の増加に向けて取り組むこと。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでの取り組みを検証し、感染症の影響を受けた市民生活の支援や地域経済の活性化に努めること。

4. 留意事項

- (1) 予算編成に当たっては、新たな発想をもって予算を見積もること。
また、「できない理由」を挙げるのではなく、「どうすればできるのか」を考える姿勢で取り組むこと。
- (2) 歳入の見積もりに当たっては、国や東京都などの動向について情報収集を徹底し、財源の的確な把握とさらなる増収に努めること。
市税収入については、収納確保のさらなる向上に努めること。また、新型コロナウイルス感染症による減収などには十分、注視すること。
国・都支出金については、前年度の情報を踏襲することなく、制度改革や補助率の改定などの情報を正確に把握するとともに、新たな制度についても情報収集を行い、積極的な収入確保に努めること。
ただし、全額補助事業についても、今後の市単独経費の発生見込を勘案し、十分に精査すること。
- (3) 歳出の積算に当たっては、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、行政評価結果に基づくPDCAサイクルを機能させ、事務事業の改善や廃止・縮小・凍結ができないかを十分検討し、最小の経費で最大の効果が発揮できるようにすること。
- (4) 「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」については、行政評価委員会で指摘された課題への対応を検討し、具体的に予算に反映させること。
- (5) 市議会で採択された事項や出された意見、市民の市政に対する要望

については、その内容や他市の状況等を十分調査し、既存事業等の改廃や縮小により財源を捻出するなかで、実施に向けて努力すること。

- (6) 職員数は、定数管理上の数を原則とするが、長期休職などの対応については、事前に未来創造課及び職員課と調整すること。また、時間外勤務については、予算の支出を伴わない事務事業を含めた見直しを行い、事業の廃止をはじめ、RPA、AI-OCRの活用や委託化等の検討を行い、ワーク・ライフ・バランスが実現された働き方を目指し縮減に努めること。
- (7) 各種補助金については、清瀬市補助金交付基準を遵守するとともに、補助金適正化検討委員会からの答申を踏まえ、その内容や金額が適正かどうか精査・検証し適正化を図ること。また、各種負担金については、毎年継続して支出することが当たり前とするのではなく、市民感覚に立ち、その内容等を精査し、常に見直すこと。
- (8) 特別会計についても一般会計と同じ方針により予算編成を行うこととするが、それぞれの会計において極力歳入確保の努力を行い、独立採算性の考え方を尊重した財政運営に努めること。